

○新潟県中東福祉事務組合職員の服務規程

昭和 49 年 9 月 6 日訓令第 2 号

改正

昭和 62 年 1 月 20 日組合規程第 2 号

平成 8 年 1 月 17 日訓令第 1 号

平成 18 年 1 月 1 日訓令第 2 号

平成 29 年 3 月 31 日組合規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、別に定めがあるものを除き、常勤の職員（以下「職員」という。）の服務について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市職員服務規程（平成 18 年五泉市訓令第 9 号）を準用する。

附 則

1 この規程は、公布の日より施行し、昭和 49 年 4 月 1 日より適用する。

2 準用規程中「市長」とあるを「管理者」に、「副市長」とあるを「副管理者」に、「総務課長」とあるを「事務局長」に、「課長」とあるを「事務局長」と読み替えるものとする。

附 則（昭和 62 年 1 月 20 日組合規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 61 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 1 月 17 日訓令第 1 号）

この規程は、平成 8 年 1 月 17 日から施行し、平成 8 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日訓令第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日組合規程第 4 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。